

特定技能基準省令の一部を改正する省令も解説

外国人材採用後、 定着・意欲向上



等に必要な

コミュニケーションセミナー



9月26日(金)
14:00~16:00

労働人口の減少や事業環境の変化による外国人材の需要拡大により、外国人雇用と定着方法が更に注目されています。一方で、外国人の雇用は日本人を雇用する以上に細かなルールが定められており、度々改定されていることから、雇用者自身も法律を違反してしまう恐れがあります。当セミナーは「育成就労制度」と現行制度、特定技能基準省令の一部を改正する省令の概要と、外国人材採用後の定着や意欲向上に必要なコミュニケーションについて分かりやすく解説します。



〈講師プロフィール〉

いけだ うみ
池田 有美 氏

- ・行政書士事務所UMCサポート
- ・特定行政書士

ビジネス資格の大手専門学校である、大原学園にて約11年勤務。現在は行政書士事務所の代表をつとめており、関東圏内に留まらず、様々な地域の個人や法人、何カ国もの外国人からの相談を日々受けている。セミナー講師としては、主に外国人雇用、改正電子帳簿保存法、事業の開業などをテーマに全国各地で活躍中。

〈主催〉 **佐野商工会議所**
TEL:0283-22-5511

—主な講座内容—

- 1.外国人就労者の日々の暮らしについて
外国人の視点から見た日本での暮らし
(来日から就労までの流れ、市区町村等での諸手続き)
- 2.外国人就労者の日々の困りごと
外国人の方がお困りになること
(銀行手続き、医療機関・薬局、宗教上のこと、災害対策、出産・子育て、交通ルール、その他生活全般について)
- 3.新設「特定技能基準省令の一部を改正する省令の施行(R7.4.1運用開始)」について
協力確認書について、
特定技能を雇用している会社がしなければならないこと
- 4.育成就労・特定技能制度等の概要と
キャリアパス提供による定着化
育成就労制度の転籍リスク、特定技能1号・2号へのキャリアプラン、
高度な在留資格を目指すために必要なこと

- ◆ 会 場 **佐野商工会議所**
(佐野市大和町2687-1)
- ◆ 受講料 **無料**(会員・非会員 問わず)
- ◆ 対 象 **中小・小規模事業者**
- ◆ 定 員 **20名**(先着順)

〈お申し込み方法〉

必要事項をご記入いただき、**FAX**にてお申込みください。

- ◆制度改正等の課題解決環境整備事業

9/26(金)開催『外国人材採用後、定着・意欲向上等に必要なコミュニケーションセミナー』受講申込書

佐野商工会議所 行 ⇒ FAX: 0283-22-5517

(申込日: 年 月 日)

事業所名		T E L	
所在地		メールアドレス	
受講者名	(複数のご参加可能)		

※ご記入いただいた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理いたします。